

社会福祉法人二人同心会役員等報酬規程

(目的)

この社会福祉法人二人同心会役員等報酬規程（以下「報酬規程」という。）は当法人の役員等の報酬を明記し評議員会の承認を得て適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは役員（理事、監事）、評議員を言う。

(報酬の支給と支給総額)

第3条

定款第15条に定める役員等には勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- 1) 理事長および業務執行理事については定額の報酬を支給する。なお通勤手当については職員給与規程第23条の規程による。
 - 2) 非常勤役員等については業務に応じた報酬を支給する。
2. 役員等への報酬の総額は7,000千円以内とする
その内訳は、理事5,500千円、監事500千円、評議員1,000千円とする

(理事長および業務執行理事の報酬)

第4条

定款第15条3項に基づく理事長および業務執行理事の報酬は別表1の通りとする。

(報酬の支給方法)

第5条

この規定に基づく常勤役員報酬の支給方法は、高齢福祉部給与規程第4条の規定を準用する。

(非常勤役員等の報酬)

第6条

非常勤役員等が理事会、評議員会、監事会への出席、並びに役員としての業務執行に出務した時の報酬は別表2のとおりとする。

2. 報酬は会議への出席、業務の執行時の出務の都度支給する。

(旅費等)

第7条

役員等が法人の業務のために出張したときは当法人の定める旅費規程を適用する。

(適用除外)

第8条

当法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条

本規定を改正するときは、評議員会の承認を得なければならない。

付則

(施行期日)

この規程は、平成29年7月1日から適用する。

平成29年12月12日一部改正、平成30年4月1日より施行する。

令和2年6月19日一部改正、令和2年7月1日より施行する。

令和4年3月18日一部改正、令和4年4月1日より施行する。

別表 1

別表 1

円

区 分	金額
理事長 (月)	150,000
業務執行理事(月)	250,000

別表 2

円

区 分		金額	
出務報酬	会議出席	10,000	
業務報酬	業務執行	理事	10,000
		監事	20,000